

○研究資金の不正使用に係る調査等実施規則

(平 2 6 規則第 1 4 号 平成 2 7 年 3 月 2 4 日)

改正 平 2 7 規則第 1 4 号 平成 2 8 年 3 月 3 1 日

令 3 規則第 4 0 号 令和 4 年 3 月 3 1 日

(目的)

第 1 条 この規則は、競争的研究費等における研究資金の管理等に関する規程（平 1 9 規程第 2 2 号。以下「規程」という。）第 1 3 条に基づき、規程に定める研究資金の不正使用に係る調査等の対応について必要な手続きを定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の定義は、規程に定めるものの他、次のとおりとする。

- (1) 不正使用とは、規程に定める不正（故意若しくは重大な過失による競争的研究費等の他の用途への使用又は競争的研究費等の交付の決定の内容やこれに付された条件に違反した使用）をいう。
- (2) 告発とは、研究資金の不正使用に係る告発をいう。
- (3) 告発者とは、告発を行う者をいう。
- (4) 相談とは、告発の意思を明示しない相談をいう。
- (5) 相談者とは、相談を行う者をいう。
- (6) 被告発者とは、研究資金の不正使用を行った者として告発をされた者をいう。
- (7) 配分機関とは、競争的研究費等を配分する機関をいう。

(受付窓口の設置)

第 3 条 機構に、役職員及び役職員以外の者から、書面、電話、F A X、電子メール又は面談により、告発又は相談（以下告発及び相談を総称して「告発等」という。）を受け付ける窓口（以下「受付窓口」という。）を設ける。

- 2 最高管理責任者は、受付窓口の名称、場所、連絡先及び受け付けの方法などを定め、機構内外に周知するものとする。

(告発の取扱い)

第 4 条 受付窓口は、原則として、顕名により行われ、研究資金の不正使用を行ったとする研究者又はグループ、研究資金の不正使用の態様等、事案の内容が明示されている告発を受け付ける。

- 2 受付窓口は、告発を書面、FAX又は電子メールで受けた場合は、当該告発者に対し、速やかに告発を受領した旨を通知するものとする。
- 3 受付窓口は、匿名による告発があった場合、当該告発の内容に応じて、顕名の告発に準じて受け付けることができる。この場合、当該告発をした者には、この規則に定める告発者に対する通知及び開示を実施しないものとする。

(告発の意思の確認)

- 第5条 法務・コンプライアンス課長は、相談については、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認及び精査し、相当の理由があると認めた場合は、当該相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。
- 2 法務・コンプライアンス課長は、前項の確認結果について、直ちに最高管理責任者及び統括管理責任者に報告するものとする。

(警告)

- 第6条 最高管理責任者は、不正使用が行われようとしている、又は不正使用を求められているという告発等については、その内容を確認及び精査し、相当の理由があると認めるときは、被告発者に警告を行うものとする。ただし、被告発者が役職員でないときは、警告に代えて被告発者の所属する機関に当該事案を回付することができる。
- 2 前項の定めにより、最高管理責任者が役職員でない被告発者に警告を行った場合は、最高管理責任者は被告発者の所属する機関に警告の内容等について通知する。

(告発者及び被告発者の取扱い)

- 第7条 法務・コンプライアンス課長は、告発等を受け付ける場合、告発内容並びに告発者及び相談者（以下総称して「告発者等」という。）の秘密を守るため適切な方法を講じなければならない。
- 2 この規則に定める手続きに関わる者は、告発者等、被告発者、告発等の内容及び調査の内容に係る情報（以下総称して「調査事案情報」という。）について、告発者等及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、秘密として保持しなければならない。ただし、第25条に定める調査結果の公表による場合を除く。
 - 3 調査事案情報が漏えいした場合、最高管理責任者は告発者等及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案情報について公に説明することができる。ただし、告発者等又は被告発者の責により漏えいした場合は、当人の了解は不要とする。
 - 4 最高管理責任者は、悪意（被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害

するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。)に基づく告発を防止するため、告発は原則として顕名によるもののみ受け付けること、告発者に調査に協力を求める場合があること、調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発があり得ることなどを機構内外にあらかじめ周知する。

- 5 機構は、告発者等が役職員である場合、悪意に基づく告発等であることが判明しない限り、単に告発等をしたことを理由に、告発者等に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 6 機構は、相当な理由なしに、単に告発等がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止したり、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしたりしてはならない。

(告発の受付によらないものの取扱い)

第8条 最高管理責任者は、相談について、告発の意思表示がなされない場合にも、自らの判断で、告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

- 2 最高管理責任者は、会計検査院等の外部機関や報道により研究資金の不正使用の疑いが指摘された場合は、機構に告発があった場合に準じた取扱いをする。
- 3 最高管理責任者は、不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている(研究資金の不正使用を行ったとする研究者又はグループ、研究資金の不正使用の態様等、事案の内容が明示されている場合に限る。)ことを機構が確認した場合、機構に告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

(他機関が関係する告発への対応)

第9条 被告発者が機構だけでなく他機関の職務を発令又は委嘱等されている場合、最高管理責任者は、原則として被告発者が告発された事案に係る研究資金を主に使用していた機関を中心に、機構及び当該他機関が合同で調査を行うべく、当該他機関と協議する。

- 2 被告発者が機構に在籍する以前に他の機関で使用していた研究資金に係る告発があった場合、最高管理責任者は、機構と当該他機関とが合同で告発された事案の調査を行うべく、当該他機関と協議する。
- 3 被告発者が、機構に在籍中に使用していた研究資金に係る告発を、機構を離職後に所属した他機関において受けた場合、最高管理責任者は、被告発者が現に所属する機

関と合同で、告発された事案の調査を行うものとする。ただし、機構に在籍中に使用していた研究資金に係る告発を受けた被告発者が、機構を離職後、どの研究機関にも所属していない場合は、機構が告発された事案の調査を行う。

(告発受け付けの報告)

第10条 法務・コンプライアンス課長は、告発を受け付けた場合には、直ちに最高管理責任者及び統括管理責任者に報告しなければならない。

(対応責任者の指定)

第11条 最高管理責任者は、前条の報告を受けた場合、当該告発事案への対応に関する責任者（以下「対応責任者」という。）を、役職員の中から指名する。

(予備調査の実施)

第12条 対応責任者は、速やかに告発内容の合理性について調査（以下「予備調査」という。）を実施する。ただし、当該告発の内容により、機構が予備調査を実施することが適当でないと判断される場合は、この限りではない。

2 予備調査は、次に掲げる各号の全部又は一部を含むが、これに限らない。

(1) 告発された研究資金の不正使用が行われた可能性

(2) 告発の際示された事案の内容等の合理性

3 対応責任者は、必要に応じて、第16条に定める調査委員会を設置して予備調査に当たらせることができる。

(告発者及び被告発者の義務)

第13条 告発者及び被告発者は、第12条に定める予備調査の実施にあたり、対応責任者より必要な要請があった場合は、これに応じなければならない。第16条に定める調査委員会による調査、その他対応責任者が必要と認める場合も同様とする。

(本調査の決定等)

第14条 対応責任者は、予備調査の結果について、書面により最高管理責任者及び統括管理責任者に報告する。

2 最高管理責任者は、前項の報告を受けたときは、当該案件につき、本格的な調査（以下「本調査」という。）を行うか否かを決定する。

(配分機関への報告等)

第15条 最高管理責任者は、前条第2項の決定について、告発等を受け付けた後、30日以内に、当該事案に係る配分機関に報告する。

2 最高管理責任者は、予備調査の結果、本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに告発者に通知する。この場合、最高管理責任者は予備調査に係る資料等を保存し、当該事案に係る配分機関及び告発者の求めに応じ開示するものとする。

(調査委員会の設置等)

第16条 最高管理責任者は、第14条第2項により本調査を行なうことを決定した場合は、調査委員会を設置する。

2 調査委員会は、告発内容について、研究資金の不正使用の有無及び不正使用の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等を調査する。

3 調査委員会は、対応責任者を委員長として、経営企画部長、総務部長、経理部長を含む委員若干名とし、最高管理責任者が指名する。

4 最高責任者は、前項に加えて、機構に属さない外部有識者を調査委員の委員に委嘱する。

5 第3項の定めにかかわらず、最高管理責任者は、必要と認める場合は、外部有識者に調査委員会の委員長を委嘱することができる。外部有識者を委員長とした場合には、最高管理責任者は、対応責任者を委員として指名する。

6 調査委員会は、委員長が招集する。

7 調査委員会の事務は、総務部法務・コンプライアンス課が行う。

(本調査の通知等)

第17条 最高管理責任者は、第14条第2項により本調査を行うことを決定した場合は、告発者及び被告発者に対し、本調査の開始並びに委員長及び委員の氏名を通知し、調査への協力を求めるとともに、被告発者が役職員でないときは被告発者の所属機関にも通知する。

2 告発者及び被告発者は、前項の定めにより通知を受けた委員長又は委員に不服がある場合は、当該通知を受けた日から7日が経過する日までに、書面にて異議申立てを最高管理責任者に行うことができる。

3 最高管理責任者は、前項の定めによる異議申立てを受けた場合は、内容を審査し、その内容が妥当であると判断した場合は、当該異議申立てに係る委員長又は委員を交代させるものとする。

(本調査に係る一時的措置)

第18条 最高管理責任者は、第14条第2項により本調査の実施を決定した場合、調査委員会による調査の報告を受けるまでの間、被告発者を含め調査の対象となる者に対し、調査の対象となる競争的研究費等の研究資金の使用停止を命ずることができる。

(本調査の実施)

第19条 委員長は、最高管理責任者より指示のあった場合は、速やかに調査委員会を招集しなければならない。

- 2 調査委員会は、本調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について検討し、最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は、当該報告を踏まえ、配分機関と調査方針、調査対象及び方法等について協議しなければならない。
- 3 調査委員会は、前項の協議による配分機関との合意に基づき本調査を実施する。
- 4 本調査においては、被告発者の弁明の聴取が行われなければならない。
- 5 被告発者は、前項の聴取において、告発された事案に係る不正使用の疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において根拠を示して説明しなければならない。

(証拠の保全)

第20条 最高管理責任者又は調査委員会は、本調査に当たって、告発された事案に係る研究資金に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。

- 2 第9条に基づき、他機関が調査を行う場合には、最高管理責任者は、当該他機関の要請に応じ、告発された事案に係る研究資金に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。
- 3 役職員は、調査対象となる研究資金に係る証拠隠滅又は立証妨害（不正使用の認定に不可欠な資料等の隠蔽及び廃棄を含む。）をしてはならない。

(中間報告等)

第21条 調査委員会は、当該事案に係る配分機関から求められた場合には、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を書面にて最高管理責任者に行う。最高管理責任者は、速やかに当該報告を当該配分機関に提出する。

- 2 最高管理責任者及び調査委員会は、当該事案に係る配分機関から求められた場合には、調査に支障が生じるなどの正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧及び現地調査に応じる。

(本調査の結果報告)

第22条 調査委員会は、次の各号に掲げる事項の認定を行い、各事項に係る判断及び根拠等を記載した報告書により、最高管理責任者及び統括管理責任者に本調査の結果を報告する。

- (1) 研究資金の不正使用が行われた否か
- (2) 研究資金の不正使用が行われたものと認定された場合は、その内容、研究資金の不正使用に関与した者とその関与の程度、不正使用の相当額
- (3) 研究資金の不正使用が行われなかったと認定される場合は、告発が告発者の悪意に基づくものであったか否か

2 調査委員会は、調査の過程であっても、不正使用の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は、速やかに当該報告を配分機関に報告する。

3 調査委員会は、第1項第3号の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

4 第1項及び第2項の報告を受けた最高管理責任者は、調査の結果を速やかに告発者及び被告発者（被告発者以外で研究資金の不正使用への関与が認定された者を含む。以下同じ。）に通知するとともに、被告発者が役職員でない場合は、被告発者の所属機関にも通知する。また、当該事案に係る配分機関に報告する。

5 最高管理責任者は、調査の結果、告発が悪意に基づくものと認定された場合において、告発者が役職員でないときは、告発者の所属機関にも調査の結果を通知する。

(不服申立て)

第23条 研究資金の不正使用が行われたものと認定された被告発者は、調査結果が通知された日から10日を経過する日までに、調査委員会に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審査の段階で告発が悪意に基づくものと認定された告発者を含む。この場合の認定については、第22条第1項第3号及び同条第3項を準用する。）は、当該認定について、前項の例により、不服申立てをすることができる。

3 不服申立ての審査は、当該本調査を行った調査委員会が行う。

4 調査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否

かを速やかに決定する。

- 5 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに最高管理責任者及び統括管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立てを行った被告発者又は告発者に対し、当該決定を通知する。
- 6 調査委員会は、当該事案の調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに最高管理責任者及び統括管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立てを行った被告発者又は告発者に対し、当該決定を通知する。その際、不服申立てが当該事案の引き延ばし並びに認定に伴う公表及び各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付け無いことを合わせて通知することができる。
- 7 最高管理責任者は、第1項の不服申立てがあった場合は、その旨を告発者に、第2項の不服申立てがあった場合は、その旨を被告発者及び告発者が役職員でないときは告発者の所属機関に通知するとともに、当該事案に係る配分機関に報告する。再調査の実施又は不服申立ての却下を決定したときも同様とする。

(再調査)

- 第24条 調査委員会は、前条第4項により再調査の実施を決定した場合には、不服申立てを行った被告発者又は告発者に対し、本調査の調査結果を覆すに足る資料の提出、その他当該事案の速やかな解決に向けて必要な協力を求めるものとする。
- 2 前項に定める協力が得られない場合には、調査委員会は、審査を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに最高管理責任者及び統括管理責任者に報告する。
 - 3 前項の報告を受けた最高管理責任者は、不服申立てを行った被告発者又は告発者に当該決定を通知するとともに、当該事案に係る資金配分機関に報告する。
 - 4 調査委員会は、再調査を開始した場合には、本調査の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者及び統括管理責任者に報告する。
 - 5 前項の報告を受けた最高管理責任者は、再調査の結果を告発者及び被告発者に通知するとともに、被告発者又は告発者が役職員でない場合には、第23条第1項に定める不服申立てによる再調査の結果は被告発者の所属機関、同条第2項に定める不服申立てによる再調査の結果は告発者の所属機関にも通知する。また、全ての場合において、当該事案に係る配分機関に報告する。

(調査結果の公表)

第25条 最高管理責任者は、第22条又は第24条の調査結果の報告において、研究資金の不正使用が行われたとの認定があった場合は、速やかに、不正使用に関与した者の氏名及び所属、不正使用の内容、機構が公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名及び所属、調査の方法及び手順、その他必要な事項を公表する。ただし、合理的な理由がある場合は、不正使用に関与した者の氏名及び所属などを非公表とすることができる。

2 最高管理責任者は、研究資金の不正使用は行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。

3 最高管理責任者は、第22条又は第24条の調査結果の報告において、悪意に基づく告発の認定があったときは、告発者の氏名を公表する。

(研究資金の不正使用に対する措置)

第26条 最高管理責任者は、第22条又は第24条の調査結果の報告において、研究資金の不正使用が行われたとの認定があった場合、不正使用に関与した者及び関与したとまでは認定されないが、不正使用について責任を負う者として認定された者(以下「被認定者」という。)に対し、当該研究資金の不正使用の内容に応じて、懲戒処分、当該不正使用に係る研究の打ち切り、当該不正使用に係る研究資金の返還の要求、法的措置等の適切な処置を講ずるものとする。

2 最高管理責任者は、第22条又は第24条の調査結果の報告において、研究資金の不正使用は行われなかったとの認定があった場合は、その旨を調査に関係した全ての者に通知するとともに、必要に応じて被告発者への不利益発生を防止するための措置を講ずる。

(応募等の制限)

第27条 機構は、第22条又は第24条の調査結果の報告において、研究資金の不正使用が行われたとの認定があった場合、前条第1項の措置に加えて、次の各号に定める競争的研究費等の課題への応募等の制限を行うものとする。

(1) 不正使用に関与した者の当該研究資金に係る競争的研究費等の課題からの除外

(2) 不正使用に関与した者の競争的研究費等の課題への新規応募の制限

(3) 当該不正使用を防止するに至らなかったことに責任を有する事務職員の競争的研究費等の課題に関する業務からの除外

2 前項第2号に定める新規応募の制限については、配分機関が定める応募制限の内容及び期間に準ずるものとする。

(取引停止等の措置)

第28条 最高管理責任者は、第22条又は第24条の調査結果の報告において、研究資金の不正使用が行われたとの認定があった場合、当該不正使用に関与した機構外の業者等について、取引停止等の措置を講ずるものとする。

2 前項に定める取引停止等の措置については、別に細則で定める。

(悪意に基づく告発への対応)

第29条 最高管理責任者は、第22条又は第24条の調査結果の報告において、当該告発が悪意に基づくものと認定された場合、当該告発者に対し、懲戒処分、刑事告発等を含む必要な措置を講ずることができるものとする。

(最終結果報告書の作成と提出)

第30条 最高管理責任者は、第22条又は第24条の調査結果を踏まえ、不正使用等の発生要因及び不正使用に関与した者が関わる他の競争的研究費等における管理及び監査体制の状況を把握するとともに、再発防止計画を策定する。

2 最高管理責任者は、第22条又は第24条の調査結果、不正使用等の発生要因、不正使用に関与した者が関わる他の競争的研究費等における管理及び監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を作成し、告発等を受付けた後、210日以内に、配分機関に提出する。

3 最高管理責任者は、告発等を受付けた後、210日以内に、調査が完了しない場合であっても調査の中間報告を配分機関に提出する。

4 最高管理責任者は、当該事案に係る配分機関から、第2項及び第3項の報告に基づき当該競争的研究費等の返還、必要な措置等を求められた場合、その指示に従うものとする。

(役職員の協力義務)

第31条 役職員は、研究資金の不正使用への対応に関して、最高管理責任者、対応責任者又は調査委員会より、証拠の保全、事情聴取等の必要な協力を求められた場合は、これに応じなければならない。

(被告発者に不利益をもたらす行為の禁止)

第32条 役職員は、最高管理責任者が第26条第1項及び第27条の定めに基づき講

ずる措置を除き、被告発者に不利益をもたらす行為をしてはならない。

(告発者の保護)

第33条 機構は、告発を行ったことを理由として、最高管理責任者が第29条の定めに基づき講ずる措置を除き、告発者に対して解雇その他のいかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

2 機構は、告発を行ったことを理由として、告発者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置をとらなければならない。

3 機構は、告発者に対して、不利益な取扱い、嫌がらせ等を行った役職員に対し、懲戒処分を含む必要な措置を講ずることができるものとする。

(秘密保持)

第34条 役職員は、この規則に定める手続きに関して知り得た秘密を、漏らしてはならない。

2 対応責任者は、この規則に定める調査等に関与した役職員以外の者に対し、その者が当該調査等に関与することにより知り得た秘密の保持について、協力を要請するものとする。

(利益相反者の排除)

第35条 告発の内容に自らが関係する者（以下「利益相反者」という。）は、この規則の定める手続きに関与してはならない。

2 対応責任者は、利益相反者が、この規則に定める手続きに関与している場合には、直ちに、当該利益相反者に替えて、別途適切な者を充てるものとする。

3 最高管理責任者は、対応責任者が利益相反者に該当する場合には、直ちに、対応責任者を変更するものとする。

(他機関からの協力依頼)

第36条 最高管理責任者は、研究資金の不正使用への対応に関し、機構以外の機関から、調査等への協力を求められた場合には、必要な措置をとる。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平 2 7 規則第 1 4 号）

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（令 3 規則第 4 0 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。